

# 白鷹町集中改革プラン

平成 17 年度～平成 21 年度

平成 18 年 2 月

白 鷹 町

---

---

## 目 次

はじめに	2
事務・事業の再編・整理、廃止・統合	2
1. 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム	2
2. 事務事業の再編整理等の目標	2
民間委託等の推進	2
1. 公の施設の管理委託について	2
2. その他事務についての取組目標	3
定員管理の適正化	4
1. 11年度～16年度までの純減実績	4
2. 22年度までの定員管理の数値目標	4
3. 定員適正化計画の見直し状況	5
手当の総点検をはじめとする給与の適正化	5
1. 給与の適正化	5
2. 定員・給与等の状況の公表	6
3. 人材育成の推進	6
第三セクターの見直し	6
1. 既存法人の見直し	6
2. 監査・点検評価・情報公開の体制等	6
3. 地方公社の経営健全化	7
経費節減等の財政効果	7
1. 11年度～16年度までの実績	7
2. 17年度～21年度までの取組目標	8
地方公営企業関係	9
1. 水道事業	9
2. 公共下水道事業	10
3. 特定環境保全公共下水道事業	11
4. 農業集落排水事業	12
5. 個別排水処理施設事業	13
6. 病院事業	14
7. 訪問看護事業	15

---

---

## はじめに

この集中改革プランは、「第3次白鷹町行財政改革大綱」に掲げた内容から、今回国が示した「行革推進のための新たな指針」に基づき、事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果、地方公営企業の7項目を中心に、特に重視して取り組むべき事項の具体的計画内容や目標数値を可能な限り明示したものであり、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画とする。

また、この集中改革プランの推進にあたっては、平成17年11月に策定した「第3次白鷹町行財政改革大綱」との整合性を図りながら取り組むものとし、町長を本部長とする「行財政改革推進本部」において進行管理を行うものとする。本改革プランに基づく進捗状況は、「行革推進懇話会」及び議会に報告するとともに町報やホームページを通じて公表し、町民からの意見を広く取り入れながら推進するものとする。

### 事務事業の再編・整理、廃止・統合

#### 1. 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

事務事業の見直しについては、16年度策定した「白鷹町自立のまちづくり計画」及び17年度策定した「第3次白鷹町行財政改革大綱」に基づき、具体的目標を掲げながら推進する。また、見直しにあたっては、限られた財源を有効に活用し、事業の成果を重視した行政運営への転換を図るため、行政関与の必要性、受益と負担の原則、行政効率等に配慮した行政評価システムの手法を確立する。

補助金の見直しについては、サンセット方式を導入し、3ヵ年以内の補助期限を定め、存続については終期がきた時点で再評価することで見直していく。

事務事業の再編・整理にあたっては、民間委員で構成する行革推進懇話会の意見を聞き、町課長職で構成する行革推進本部で方向性を決定していく。個別事業の具体的な見直し作業については、協働のまちづくり「行動計画」に基づき、町民意見の把握などを行う。

#### 2. 事務事業の再編整理等の目標

##### (1) 17年度～21年度までの取組

事務事業名	取組内容
小規模校のあり方について 検討	小規模校については、教育的見地、地域の合意を十分踏まえながら検討委員会を設置し18年度までにあり方を検討する。
補助事業の見直し	補助事業については、3年ごとに補助金・負担金の見直し基準に基づく見直しを行う。

### 民間委託等の推進

#### 1. 公の施設の管理委託について

本町の各種公共施設の総数は、87施設となっている。そのうち、16年度末時点では、農村公園を指定管理者制度に移行している。また、町が出資する法人や自治会等の公共的団体に管理を委託する施設は、26施設となっており、他は、直営施設であるが、うち業務の委託をしている施設が19となってい

る。各施設の種類毎の分類は、下表のとおりである。

今後5年間では、民間の力を活用し、町民サービスの向上が図られるものについては指定管理者制度の導入を図っていく。

(1) 16年度末時点における管理状況

区 分	指定管理者 制度導入済み	管理委託制度 導入済み	直営施設		計
			業務委託	全部直営	
レクリエーション・スポーツ施設 (スキー場、ふるさと森林公園、のどか村等)		10	3	5	18
産業振興施設 (ソフト小村、どりいむ農園等)		2		2	4
基盤施設 (水道施設、都市公園、住宅、公園等)	8	1	13	9	31
文教施設 (公民館、調理場、図書館等)		12	2	13	27
医療・社会福祉施設 (病院、保育園等)		1	1	5	7
計	8	26	19	34	87

(2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

保育園の民営化

今後、多くの職員が退職期を迎えることが見込まれ、さらに、保育園児の減少や保育ニーズの多様化等に対応するため、20年度に1園の民営化を進め、引続き、統合に向けた課題の整理を行う。

指定管理者制度の導入

17年度に、どりいむ農園（産業振興施設）について指定管理者制度を導入（1施設）

18年度までに、管理委託施設および、直営施設についても移行可能な34施設（累計43施設）

について指定管理者制度を導入、なお、その内訳は下記のとおり

- ・レクリエーション・スポーツ施設（ふるさと森林公園、スキーセンター等12施設）
- ・産業振興施設（テレワークセンター等2施設）
- ・基盤施設（斎場、公園等3施設）
- ・文教施設（公民館分館等16施設）
- ・医療・社会福祉施設（萩野ふれあい館1施設）

21年度までに、その他の施設についても施設管理のあり方について検討する。

2. その他事務についての取組目標

(1) 16年度末時点の委託状況

全部委託

本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、一般ごみ収集、水道メーター検針、未登記処理業務等

一部委託

情報処理・庁内情報システム維持、ホームページ作成・運営、除雪業務等

全部直営

公用車運転、学校給食、学校用務員事務、道路維持補修、調査・集計、総務関係事務等

全部直営の事務についても臨時職員の雇用など経費の削減に努める。

## (2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

21年度までに、学校給食についてあり方を検討

現在、全部直営しているその他の事務についても、多様な雇用システム等を検討するとともに、行政の守備範囲の見直しを図り、行政コストとサービスのバランスを考慮し、質の高い行政サービスの提供が図られ、地域経済の活性化や雇用の拡大などが見込まれる事業については積極的に民間委託を進める。

## 定員管理の適正化

### 1. 11年度～16年度までの純減実績

11年度から16年度までの5年間で20人、7.3%の削減となった。これは、保育士、調理師及び運転手の退職者不補充や課の統合を行ったことによる。

#### (1) 16年度までの職員数の推移

【職員数は各年4月1日現在、採用・退職者数は年度の合計（単位：人、％）】

区 分		11年	12年	13年	14年	15年	16年	純減数/比率
職員数	普通会計	195	190	184	183	178	173	22 ( 11.3)
	特別会計	80	81	83	81	84	82	2 ( 2.5 )
合 計		275	271	267	264	262	255	20( 7.3 )
採用者数		( 5 ) 1	3	5	7	4	4	24
退職者数		7	10	7	7	13	( 15 )	44
増 減 数		6	7	2	0	9	4	20

\* 各年度の4月1日の職員数 = 前年度の職員数 - 前年度の退職者数 + ( 前年度の中途採用者 + 当該年度4月1日の採用者数 )

\* 11年を基準として16年の純減数を比較しているため11年4月1日採用者数及び16年の退職者数( )を集計に含めない。

### 2. 22年度までの定員管理の数値目標

#### (1) 数値目標の基本的考え方

白鷹町定員適正化計画に基づき、平成22年4月1日の職員数を223人とし、16年度比で32人、12.5%を削減する。

#### (2) 数値目標の達成方法

21年度までは、医療職を除く一般職員の採用を抑制する。

保育士及び調理師等の現業職員は退職者不補充とする。

20年に、保育園1園を民営化する。

地域包括支援センター、子育て支援センターの充実を図る。

19年に、個別排水事業終了予定。

18年度まで、職員の退職勧奨を各6名を予定。

17年度に、住民主体の自主的な公民館運営に移行した。

### (3) 22年度までの職員数の推移

【職員数は各年4月1日現在、採用・退職者数は年度の合計（単位：人、％）】

区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	純減数/比率	
職員数	普通会計	173	163	155	149	148	146	144	29 ( 16.8 )
	特別会計	82	79	81	80	80	79	79	3 ( 3.7 )
合計	255	242	236	229	228	225	223	32 ( 12.5 )	
採用者数	(4) 1	1	3	0	4	2	4	15	
退職者数	15	9	7	5	5	6	-	47	
増減数	14	8	4	5	1	4	4	32	

\* 各年度の4月1日の職員数 = 前年度の職員数 - 前年度の退職者数 + ( 前年度の中途採用者 + 当該年度4月1日の採用者数 )

\* 16年を基準として22年の純減数を比較しているので平成16年4月1日の採用者( )を含まない。

### 3. 定員適正化計画の見直し状況

17年度に白鷹町定員適正化計画を策定したが、今後も行政の守備範囲の見直しに基づく民営化、民間委託の推進や組織機構の見直し、事務事業の見直し等の取組みにより計画を見直し、人件費を抑制する。

### 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

本町の給与水準を表すラスパイレズ指数は、平成17年度92.1（全地方公共団体平均98.0）と県内でも低い位置に属している。また、行革大綱に基づき、55才昇給停止の導入、時間外手当の縮減等、給与の適正化を図るとともに、管理職手当の削減、期末手当の削減など人件費の抑制にも努めている。

職員の給与制度については、年功的な給与制度から、職員の意欲を喚起する給与制度への転換を図るため、国の公務員制度改革の動向を見据え、新たな給与制度、人事評価システムの導入を検討する必要がある。

#### 1. 給与の適正化

##### 高齢層職員の昇給停止

17年度に、55歳以上の職員の昇給停止制度を導入した。

##### 退職時の特別昇給の見直し

20年以上勤続し退職する職員に対し、1号の特別昇給を付与する制度については、自立のまちづくり計画で取組んでいる16年度から18年度までの退職勧奨集中取扱期間終了となる19年度から廃止する。

##### 特殊勤務手当の適正化

本町においては、現在、税務手当、保育業務手当、特殊自動車乗務手当の3種類の手当が支給さ

---

れているが特殊性の有無、業務実態、他市町の状況を基準に、18年度までに、見直しを行う。

## 2. 定員・給与等の状況の公表

定員・給与の公表について、町広報紙に掲載し、町民に公表しているところである。地方公務員法の改正を受け「白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を17年度に制定したことから今後も町民に分りやすい方法での公表に努める。

## 3. 人材育成の推進

本町においては、15年度に策定した「白鷹町人材育成基本方針」に基づき、限られた人員で質の高い行政サービスを提供するため、各職員が自ら課題を設定し、課題解決できるよう計画的な研修を行ってきた。策定から3年が経過することから、現在の人材育成基本方針を検証、見直し、時代の変化に適應できる職員の育成を図る。

## 第三セクターの見直し

本町における第三セクターは、町の施策と密接に連携しながら、地域づくりや公共施設の管理など公共サービスの提供主体として重要な役割を担ってきた。しかし、社会経済状況の変化に伴い、大変厳しい経営状況となっている。

また、公の施設の管理については、指定管理者制度が導入され、民間参入も可能になったなど、第三セクターのあり方が問われている。

本町においては、第三セクターの役割等を再検討し、町の関与のあり方を見直すとともに、経営状況等について議会への報告に加え、町民に対し町広報紙等を活用し情報公開していく。

### 1. 既存法人の見直し

\*対象とする法人は、出資比率25%以上、又は財政支援を行っている法人(以下「関与法人」という。)

#### (1) 第三セクターの状況

土地開発公社	1 団体
財団法人	1 団体

#### (2) 第三セクターの見直しに関する総合的な指針・計画の策定

18年度までに経営健全化にむけた見直しや総合的な指針・計画を策定する。

## 2. 監査・点検評価・情報公開の体制等

### (1) 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

16年度末時点における

- ・ 関与法人の法人数 2 法人
- ・ うち外部監査体制のある法人数 0 法人
- ・ うち委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数 0 法人

17年度～21年度までの5年間の取組目標

20年度までに連続して3年以上赤字を計上している法人に関して、外部有識者による点検評

価を行う。

(2) 情報公開実施状況及び取組目標

16 年度末時点における、地方公共団体が財務諸表の概要、財政支援の状況・必要性・今後の見直し及び点検評価の結果の区分ごとに情報公開を行っている法人はない。

17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

18 年度までに、財務諸表等を町広報紙等で公開する。

3. 地方会社の経営健全化

土地開発公社が事業用地として先行取得した公有用地や公社単独の事業用地が当初事業計画の変更等により、長期間未処分のままとなっている土地の縮減を図り、経営の健全化を図るため、17 年度中に、経営健全化計画を策定し、経営改善に努める。

経費節減等の財政効果（普通会計）

本町の財政状況については、16 年度策定した「白鷹町自立のまちづくり計画」に基づき、歳入、歳出全般にわたる見直しを行い、20 年度までを財政再建期間として、簡素で効率的な行財政運営に向け、一層の行財政改革に取り組む必要がある。

1. 11 年度～16 年度までの実績

【歳入確保策】

(単位:百万円)

項目	主な内容	計
未利用財産の売払い等	遊休土地の処分	12
歳入確保策計 A		12

【歳出削減策】

(単位:百万円)

項目	主な内容		計		
人件費削減	職員削減(議員含む)	収入役の不配置	42		
		議員定数削減 H15.5 : 20 人 18 人	16		
		職員の削減 H11~H16 22 人	163		
	うち退職者不補充	H11 ~ H16 17 人	122		
	うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用	臨時職員 H11 ~ H16 8 人	14		
小 計			221		
給与削減	職員	手当	一般職員の期末手当削減 0.34 月	10	
			管理職手当 10% 9% ( 10% )	1	
		三役等特別職	給料	管理職手当 10% 7% ( 30% )、期末手当削減 0.44 月	4
				時間外手当縮減	62
			町長 7%、助役 3%、教育長 2% ( H15.1 ~ H16.3 )	2	
			町長 12%、助役 8%、教育長 5% ( H16.4 ~ H17.3 )	3	

	小 計	82
	人件費削減分 小 計	303
補助金等の整理合理化	シーリング、補助金交付の適正化基準による見直し	44
内部管理経費の見直し	物件費（経常分）の削減	204
その他	公共工事コスト削減	20
	歳出削減策計 B	571
	合 計 A+B	583

## 2. 17年度～21年度までの取組目標

### 【歳入確保策】

(単位:百万円)

項 目	主な内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
税の徴収対策	口座振替推進制度、償却資産の課税客体把握・課税漏れ防止						
使用料・手数料の見直し	斎場使用料の見直し、体育館・公民館使用料徴収の見直し	1	1	1	1	1	5
未利用財産の売払い等	遊休土地の処分	2	1	1	1		5
その他	各種検診・人間ドックなど自己負担の見直し、町外の人への町報無償送付の見直し、特目基金（福祉振興基金）の活用	80	10	10	10	10	120
	歳入確保策計 A	83	12	12	12	11	130

### 【歳出削減策】

(単位:百万円)

項 目	主な内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	
人 件 費 削 減	職員数削減(議員含む)	職員 27人削減(H16～21・勸奨退職含む)、議員定数見直し 18人 14人、農業委員定数見直し 20人 17人	77	109	205	91	52	534
	うち退職者不補充		32	16	48	8	16	120
	うち嘱託、臨時、派遣職員等活用		5	5	5			15
	給与等削減		27	26	12	3	3	71
	うち職員手当	一般職員期末手当削減 0.34月	20	19	9			48
		管理職手当 10% 7%、期末手当削減 0.44月	4	4				8
	うち三役等特別職給与・報酬	町長 12%、助役 8%、教育長 5%給料削減 非常勤特別職、日額報酬の見直し 6千円 3千円)	3	3	3	3	3	15

その他	政務調査費 1万円 5千円	1	1	1	1	1	5
人件費削減分 小計		105	136	218	95	56	610
組織の統廃合	税務出納課と町民課、農林課と商工観光課を統合						
民間委託による事務事業費削減	地域主体の地区公民館運営への移行	21	21	21	21	21	105
補助金等の整理合理化	5%シーリング、補助金交付の適正化基準による見直し 高齢者敬老祝金の縮小、おむつ支給事業の単価見直し等	19	19	19	19	19	95
内部管理経費の見直し	経常経費 10%シーリング	10	10	10	10	10	50
その他	他会計繰出し金の抑制	11	11	11			33
歳出削減策計 B		166	197	279	145	106	893
合計 A+B		249	209	291	157	117	1,023

## 地方公営企業関係

本町の地方公営企業の事業数は、地方公営企業法非適用のものも含めて7事業ある。これら事業についても事務事業の見直し、給与の適正化、経費削減策に取り組むとともに財務・給与等についても公表し、経営の健全化を推進していく。

### 1. 上水道事業

上水道事業については、概ね老朽管更新事業が終了したが、経済情勢の変化や生活様式の変化等により水道水の需要が減少していることから、今後とも安全給水の確保と安定した経営の確保に取り組む。

#### (1) 経営改革の推進

16年度末時点における取組状況

##### ア 民間委託の推進

浄水場運転管理、メーター検針、料金調定業務、配水管漏水等の修理業務

##### イ 組織体制の見直し

建設課と上下水道課を統合

17年度～21年度までの5年間の取組目標

##### ア 組織、体制の見直し

17年度に水道業務係、給水係、水道施設係を水道係に統合

#### (2) 定員管理の適正化

16年度までの職員数の推移

(単位：人、%)

区分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	純減数/比率
職員数	6	6	7	6	7	6	0(0%)

22年度までの定員管理の目標

系の統合による 1名減員

(3) 給与の適正化

給与の適正化については、町職員に準じた適正化を図る。

(4) 定員管理・給与の公表

定員管理・給与の公表については、町の条例に基づき公表 17年度から実施

(5) 経費節減等の財政効果

16年度末時点における実績（削減効果額：800万円）

・収入関係：未収金の徴収対策（訪問徴収、給水停止処分の実施）

・支出関係：人件費の削減

職員削減：H16 1人

給与等削減：期末手当 0.34月削減

17年度～21年度までの取組み目標（削減効果額：1,000万円）

・収入関係：未収金の徴収対策（訪問徴収、給水停止処分の実施）

・支出関係：人件費の削減

職員削減：H17 1人

給与等削減：期末手当 0.34月削減（～19年度）

2. 公共下水道事業

下水道事業については、20年度で「全町下水道整備構想中期計画」に基づく計画区域の管路整備が完了する予定である。区域拡大による流入水量の増加など新たな施設整備の課題が課せられていることから、今後維持管理費の軽減と下水道料金の見直しを含む下水道計画の見直し、汚泥の有効活用、水洗化率の向上に取り組む。

(1) 経営改革の推進

16年度末時点における取組状況

ア 民間委託の推進

処理場運転管理・保守点検、使用料徴収事務

イ 収益増加の取組

使用料の改定 1立方メートルあたり、130円 160円

水洗化率の向上 下水道普及相談員を設置し、未加入世帯への戸別訪問、加入促進

ウ 組織体制の見直し

建設課と上下水道課を統合

17年度～21年度までの5年間の取組目標

ア 組織、体制の見直し

17年度に下水道管理係、下水道工務係を下水道係に統合

イ 収益増加の取組

使用料の見直しを検討

(2) 定員管理の適正化

16年度までの職員数の推移

(単位：人、%)

区分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	純減数/比率
職員数	4	4	3	3	2	2	2( 50%)

---

---

22 年度までの定員管理の目標

下水道区域拡大が 20 年度で完了、施設整備事業についても 22 年度で終了予定、それ以降は施設の維持管理、浄化槽設置事業が中心となるため、公共・特環・農集・個別排・浄化槽設置事業の連携による職員の削減 1 名減員

(3) 給与の適正化

給与の適正化については、町職員に準じた適正化を図る。

(4) 定員管理・給与の公表

定員管理・給与の公表については、町の条例に基づき公表 17 年度から実施

(5) 経費節減等の財政効果

16 年度末時点における実績（削減効果額：3,800 万円）

- ・収入関係：未収金の徴収対策（催告状、訪問集金等）

料金の見直し

- ・支出関係：人件費の削減

職員削減：H13、1 人、H15、1 人

給与等削減：期末手当 0.34 月削減

17 年度～21 年度までの取組み目標（削減効果額：1,500 万円）

- ・収入関係：未収金の徴収対策（催告状、訪問集金等）

料金見直し検討

- ・支出関係：人件費の削減

給与等削減：期末手当 0.34 月削減（～19 年度）

3. 特定環境保全公共下水道事業

(1) 経営改革の推進

16 年度末時点における取組状況

ア 民間委託の推進

処理場運転管理・保守点検、使用料徴収事務

イ 収益増加の取組

使用料の改定 1 立方メートルあたり、130 円 160 円

水洗化率の向上 下水道普及相談員を設置し、未加入世帯への戸別訪問、加入促進

ウ 組織体制の見直し

建設課と上下水道課を統合

17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

ア 組織、体制の見直し

17 年度に下水道管理係、下水道工務係を下水道係に統合

イ 収益増加の取組

使用料の見直しを検討

(2) 定員管理の適正化

16 年度までの職員数の推移

(単位：人、%)

区分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	純減数/比率
職員数	1	2	2	2	2	2	1(100%)

22年度までの定員管理の目標

公共下水道事業との連携による職員の管理を行う。

(3) 給与の適正化

給与の適正化については、町職員に準じた適正化を図る。

(4) 定員管理・給与の公表

定員管理・給与の公表については、町の条例に基づき公表 17年度から実施

(5) 経費節減等の財政効果

16年度末時点における実績(削減効果額：300万円)

- ・収入関係：未収金の徴収対策(催告状・訪問集金等)  
料金の見直し

- ・支出関係：給与等削減：期末手当0.34月削減

17年度～21年度までの取組み目標(削減効果額：400万円)

- ・収入関係：未収金の徴収対策(催告状・訪問集金等)  
料金の見直し検討

- ・支出関係：人件費の削減

給与等削減：期末手当0.34月削減(～19年度)

4. 農業集落排水事業

農業集落排水事業については、16年度で施設整備事業が完了したことから、今後は効率的な維持管理と経費の縮減に取り組む。

(1) 経営改革の推進

16年度末時点における取組状況

ア 民間委託の推進

処理場運転管理・保守点検、使用料徴収事務

農業集落排水維持施設維持管理組合設立による、水洗化率の向上と維持管理業務の一部委託

イ 収益増加の取組

使用料の改定 1立方メートルあたり、130円 160円

17年度～21年度までの5年間の取組目標

ア 収益増加の取組

使用料の見直しを検討

(2) 定員管理の適正化

16年度までの職員数の推移

(単位：人、%)

区分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	純減数/比率
職員数	1	1	1	1	1	1	0(0%)

---

## 22年度までの定員管理の目標

公共下水道事業との連携による職員の管理を行う。

### (3) 給与の適正化

給与の適正化については、町職員に準じた適正化を図る。

### (4) 定員管理・給与の公表

定員管理・給与の公表については、町の条例に基づき公表 17年度から実施

### (5) 経費節減等の財政効果

16年度末時点における実績（削減効果額：250万円）

- ・収入関係：未収金の徴収対策（催告状・訪問集金等）  
料金の見直し

- ・支出関係：人件費の削減  
給与等削減：期末手当 0.34 月削減

17年度～21年度までの取組み目標（削減効果額：220万円）

- ・収入関係：未収金の徴収対策（催告状・訪問集金等）  
料金見直しの検討
- ・支出関係：人件費の削減  
給与等削減：期末手当 0.34 月削減（～19年度）

## 5. 個別排水処理施設事業

個別排水処理施設事業は、水道水源対策として、公共下水道事業等に代わる手法として合併処理浄化槽を町が設置し、管理を行う事業であり、黒鴨、深山、高岡地区を対象に実施しており、19年度で完了する予定である。今後とも効率的な維持管理に取り組む。

### (1) 経営改革の推進

16年度末時点における取組状況

- ア 民間委託の推進  
浄化槽維持管理、使用料徴収事務

17年度～21年度までの5年間の取組目標

- ア 収益増加の取組  
使用料の見直しを検討

### (2) 定員管理・給与の適正化

事業として独立した形態を成していないことから、下水道事業との連携で実施しており、本項目に該当するものがない。

### (3) 経費節減等の財政効果

特別会計を設置していないことから、下水道事業と一体とした経費の縮減に努めていく。

## 6. 病院事業

病院事業については、16年度に県内市町村に先駆けて地方公営企業法の全部適用に移行し、効率的な経営、医療水準の向上、患者サービスの充実を図ってきた。しかし、地方病院の医師確保が非常に厳しい状況にあり、本町の産科についても断念を余儀なくされた。また、病院建設から8年が過ぎ、医療機器、医療情報システム更新の時期を向えており、経費の増加が見込まれるが、今後とも戦略的かつ効率的な経営に取り組む。

### (1) 経営改革の推進

16年度末時点における取組状況

#### ア 民間委託の推進

医療事務、警備、清掃、機器保守点検、給食調理

#### イ 収益増加の取組

嘱託徴収員の配置

#### ウ 組織体制の見直し

16年7月から、公営企業法全部適用に移行

#### エ その他

医療情報システム（電子カルテ・医事会計等）の整備 ～18年度まで

17年度～21年度までの5年間の取組目標

#### ア 収益増加の取組

人間ドック事業の充実

#### イ 組織、体制の見直し

在宅診療室新設による医療と看護の連携強化

### (2) 定員管理の適正化

16年度までの職員数の推移

(単位：人、%)

区分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	純減数/比率
職員数	64	64	63	62	62	62	2(3.1%)

22年度までの定員管理の目標

医師については、大学病院や県立病院との連携を密にするとともに、常勤医師の安定確保に努める。また、看護師についても看護単位を充足する職員を確保していく。一方、調理師については民間委託を進め、削減していく。

### (3) 給与の適正化

給与の適正化については、町職員に準じた適正化を図る。

### (4) 定員管理・給与の公表

定員管理・給与の公表については、町の条例に基づき公表 17年度から実施

### (5) 経費節減等の財政効果

16年度末時点における実績（削減効果額：3600万円）

- ・収入関係：未収金の徴収対策（嘱託徴収員の配置）
- ・支出関係：人件費の削減

職員削減：H13、1人、H14：1人

給与等削減：期末手当 0.34 月削減

17 年度～21 年度までの取組み目標（削減効果額：3700 万円）

- ・収入関係：未収金の徴収対策（嘱託徴収員の配置）

高齢者人間ドックの導入

在宅診療室の設置

- ・支出関係：人件費の削減

給与等削減：期末手当 0.34 月削減（～19 年度）

## 7. 訪問看護事業

訪問看護事業については、16 年度に町立病院とともに地方公営企業法の全部適用に移行し、訪問看護及びケアプランの策定業務等、在宅生活の支援を行ってきた。16 年度は、民間による老健施設や介護サービスセンターなどの開設があり、利用者の一時的な減少も見られたが将来的には高い需要が見込まれることから、今後とも利用者に対し、適切な看護サービスを提供していく。

### (1) 経営改革の推進

16 年度末時点における取組状況

#### ア 組織体制の見直し

16 年 7 月から、公営企業法全部適用に移行

### (2) 定員管理の適正化

16 年度までの職員数の推移

(単位：人、%)

区分	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	純減数/比率
職員数	3	3	3	3	3	3	0 (0%)

22 年度までの定員管理の目標

正規職員を削減し、契約職員を増員 1 名減員

### (3) 給与の適正化

給与の適正化については、町職員に準じた適正化を図る。

### (4) 定員管理・給与の公表

定員管理・給与の公表については、町の条例に基づき公表 17 年度から実施

### (5) 経費節減等の財政効果

17 年度～21 年度までの取組み目標（削減効果額：100 万円）

- ・支出関係：人件費の削減

給与等削減：期末手当 0.34 月削減（～19 年度）